明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令（**総務**七五）　二

二　○国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六八）　二

〔告　示〕

○戸籍が滅失した件（**法務**四五七）　二
○除籍が滅失した件（**同**四五八）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**四五九）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一一）　三
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**五六）　四
○地すべり防止区域を指定する件（**農林水産**二〇七八）　四
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**二〇七九）　五
○国土調査の実施に関する件（**国土交通**九八七）　六
○水先人に免許を与えた件（**同**九八八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**九八九、九九〇）　七
○運輸審議会から答申があった件（**同**九九一）　七
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一一〇）　七

〔国会事項〕

人事院　会計検査院　八

〔人事異動〕

人事院　会計検査院　八

〔叙位・叙勲〕

八

〔褒　賞〕

九

〔皇室事項〕

九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示一、京都同一、奈良同一、長崎同一）　九

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（東北地方交通審議会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
押収物還付、司法書士懲戒処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三

省　令

○総務省令第七十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月七日

総務大臣　山本　早苗

地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十七年総務省令四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3　次条第三項の規定は、平成二十七年度九月分の額の算定について準用する。この場合において、同項中「平成二十三年度省令第一条」とあるのは「平成二十三年度省令第一条（第一号から第十号までに係る部分に限る。）」と、「平成二十六年度省令第三条第三項及び前条第三項において準用するこの項」とあるのは「及び平成二十六年度省令第三条第三項」と、「平成二十四年度省令第一条の規定」とあるのは「平成二十四年度省令第一条（第二項第一号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定」と、「平成二十五年度省令第二条及び第三条」とあるのは「並びに平成二十五年度省令第二条（第一項第二十一号から第四十号までに係る部分を除く。）及び第三条（第二条第一項第二十一号から第四十号までに係る部分を除く。）」と、「並びに前条第三項において準用するこの項の規定」とあるのは「の規定」と、「並びに平成二十六年度省令第二条及び第三条の規定により算定した額について」とあるのは「について」と、「平成二十五年度分又は平成二十六年度分」とあるのは「又は平成二十五年度分」と、「第一項」とあるのは「前条第一項」と、「前項」とあるのは「前条第二項」と読み替えるものとする。